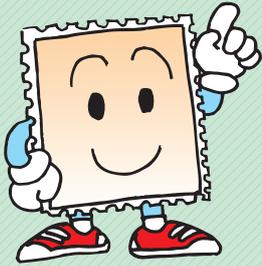


第1章



信書便事業の概況

通信手段の一つである信書の送達の事業は、130年以上もの間、郵便事業として、国が独占して行ってきましたが、平成15年4月から信書便法が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として、民間事業者の参入する途が開かれました。

この章では、「信書」とはどのようなものか、信書便事業にはどれくらいの事業者が参入し、どのようなサービスを提供しているのか、といったことをご紹介します。

第1節 信書便事業とは P2

- 1 「信書」とは
- 2 信書便法の目的
- 3 信書便事業の種類
- 4 主な信書便サービス

第2節 信書便事業の現況 P17

- 1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移
- 2 参入事業者の規模、主たる事業
- 3 本社所在地別の参入状況
- 4 引受通数の推移等
- 5 売上高の推移

第1節 信書便事業とは

1 「信書」とは

「信書」とは、はがきや手紙のように、特定の受取人に対して、差し出した人の意思を表示したり、事実を通知する文書をいいます(郵便法第4条第2項)。

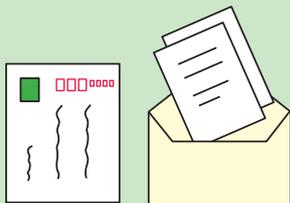
はがきや手紙のほかにも、請求書や契約書、招待状、証明書、一部のダイレクトメールなども、特定の受取人に対し内容を伝えるために送付する場合は「信書」に該当します。

「信書」は通信手段であり、憲法が保障する通信の秘密を保護する必要があることから、「信書」についての秘密を侵すことは禁止されています。また、他人の「信書」の送達の事業は、郵便事業株式会社と信書便事業者のみが行うことができ、宅配便やメール便で「信書」の送付を行うことは禁止されています(P24参照)。

なお、信書便法では、「信書」そのものだけでなく、信書の包装及びその包装に封入される信書以外の物を含めた「信書便物」を単位として、様々な取扱いを定めています。

信書に該当する文書の例

書状



請求書の類

【類例】
納品書、領収書、見積書、願書、申込書、申請書、申告書、依頼書、契約書、照会書、回答書、承諾書
レセプト（診療報酬請求書等）



会議招集通知の類

【類例】
結婚式等の招待状、業務を報告する文書



許可書の類

【類例】
免許証、認定書、表彰状



証明書の類

【類例】
印鑑証明書、納税証明書、戸籍謄本、住民票の写し



ダイレクトメール

- ・文書自体に受取人が記載されている文書
- ・商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

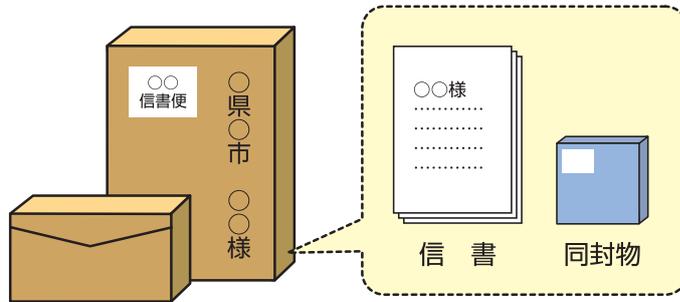


信書便物

信書そのもの



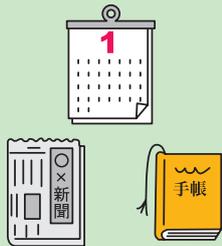
信書と信書以外のものを封入した包装



信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】
新聞、雑誌、会報、会誌、
手帳、カレンダー、ポスター

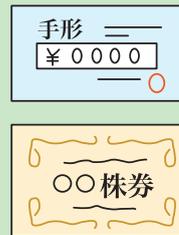


カタログ



小切手の類

【類例】
手形、株券



プリペイドカードの類

【類例】
商品券、図書券



乗車券の類

【類例】
航空券、定期券、入場券



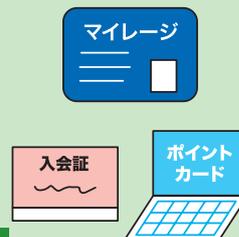
クレジットカードの類

【類例】
キャッシュカード、
ローンカード



会員カードの類

【類例】
入会証、ポイントカード、
マイレージカード



ダイレクトメール

・専ら街頭における配布や
新聞折り込みを前提とし
て作成されるチラシのよ
うなもの
・専ら店頭における配布を
前提として作成されるパ
ンフレットやリーフレッ
トのようなもの



2 信書便法の目的

信書便法は、「民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、郵便法と相まって、信書の送達の役務について、あまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図り、もって公共の福祉の増進に資する」ことを目的とされています。

3 信書便事業の種類

信書便事業には2つの種類があります。

(1)一般信書便事業

「一般信書便事業」とは、「信書便の役務を他人の需要に応ずるために提供する事業であって、その提供する信書便の役務のうち一般信書便役務を含むもの」です。

「一般信書便役務」とは、長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm以下、30cm以下及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を国内において差し出された日から原則3日以内に送達する信書便の役務です。

一般信書便事業を営む許可を受けた一般信書便事業者は、一般信書便役務を必ず提供しなければなりません。他の信書便役務については任意に提供することができます。例えば、長さが40cmを超える信書を送達日数の制限を設けずに送達する役務を提供することや、特定信書便事業の取り扱う長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超える信書を送達する役務も提供できます。もちろん、一般信書便役務のみを提供することでもかまいません。

これは、従来、国家独占とされてきた信書の送達の事業に競争原理を導入することにより、利用者の選択肢を拡大し、その利便の向上を図ることを目指すとともに、引き続き、信書の送達の役務の日本全国におけるあまねく公平な提供（ユニバーサルサービスの提供）を確保するため、これに支障のない範囲で信書の送達の事業への民間事業者の参入を認めるという趣旨を定めたものです。

(2)特定信書便事業

「特定信書便事業」とは、次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

- ① 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの（以下「1号役務」といいます。）。
- ② 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達するもの（以下「2号役務」といいます。）。
- ③ 料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額を超えるもの（以下「3号役務」といいます。）。

一般信書便事業

国民生活にとって基礎的な通信サービスを確保する観点から、「一般信書便役務」(※)と呼ばれるサービスを提供することを条件にすべての信書の取扱いが可能となる事業です。

※軽量・小型の信書便物（長さ40cm・幅30cm・厚さ3cm以下で重量250g以下）を全国均一料金にて全国で引き受け、国内において原則3日以内に配達するサービス



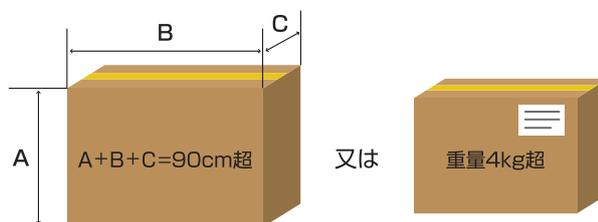
特定信書便事業

特定の需要に応えるサービスを提供するもので、以下のいずれかに該当するサービスのみを提供できる類型です。

① 大きい／重いサービス (1号役務)

以下「1号役務」といいます。

長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



② 急送サービス (2号役務)

以下「2号役務」といいます。

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



③ 付加価値の高いサービス (3号役務)

以下「3号役務」といいます。

料金の額が1,000円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内は1,000円）を超えるサービス



4 主な信書便サービス

現在、信書便事業者が提供している主なサービスをご紹介します。

(1)巡回集配サービス

○対象信書の例：通知文書、依頼文書、指示文書

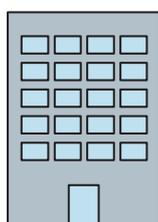
一定のルート巡回して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。自治体(本庁、出張所、学校、図書館ほか)、企業(本社、支社間ほか)や、大学(キャンパス間ほか)などで利用されています。

サービスの流れ 例

1



区役所・出張所宛ての信書便物を積んで出発

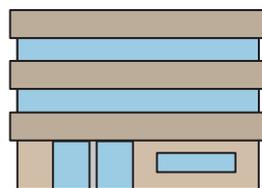


本庁

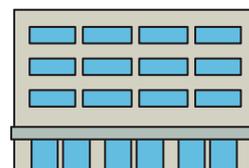
4



本庁宛ての信書便物2通を配達



区役所



出張所

2



区役所宛ての信書便物を配達
本庁宛ての信書便物を引受け

3



出張所宛ての信書便物を配達
本庁宛ての信書便物を引受け

コラム

利用者の声
巡回集配
サービス編

利用者の声



巡回集配サービス編

島根県庁は、内部管理事務改革の一環として、平成23年10月から本庁と県内の地方機関、県立学校、市町村など計179機関を、2日に1回、9コースに分けた運行で巡回する文書等の集配業務を外部委託しようと進めて来られました。以下は、文書集配の御担当者の方からお聞きしたお話です。

Q 現在、文書等の集配業務どのような方法で行っていますか。

A 職員自前で文書等の受渡しを行っていました。

Q 信書便サービスを導入することとした経緯を教えてください。

A 以前から情報収集はしていましたが、昨年11月に県として「内部管理事務改革基本計画」を策定し、平成23年度以降可能なものから内部管理事務の見直しを実施することとされたので、行政文書の受け渡し事務を、他県の例も参考にしつつ、民間への外務委託を検討しました。

Q 契約期間を単年度でなく3年契約とされた考えについて。

A 今回民間への外務委託は初めてのことであり、1年契約では様子を見ているうちに過ぎてしまうと思われたため、複数年度で安定的な試行を目指したものです。ただ5年では長過ぎの感もあり3年位がちょうど良いと考えました。

Q 逋送業務のコースはどのようになっていますか。

A 我が県は東西に長く179か所の県地方機関、県立学校、市町村等を9コースに分け、これらの機関から集めた信書便物を翌朝県庁に届け、また、県庁からの信書便物を夕方に発出し、翌朝から各機関に配送するといった巡回コースを考えています。

Q 委託業者が決まってどのような感想をお持ちですか。

A 本年10月からサービス開始となります。経費節減も大切なことですが、大切な信書を運んでいただく過程で、安全に確実な仕事を遂行していただくことを期待しています。



コラム

信書便事業者
の声

信書便事業者の声

東京都に本社を置くA社は、平成15年8月から信書便事業に参入し、全国で1号・3号役務を、都内で2号役務を展開されています。

以下はこのサービスの担当者からお聞きしたお話です。

Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

A 機密性の高い物を扱うバイク便のビジネスに信書便サービスがフィットすると考えた当社は、信書便事業許可を取ることでお客様に一層役立つと判断したため参入しました。全国各地の拠点ではローカルに閉じた営業を展開していましたが、次第に全国ネットワークでの仕事ができるようになりました。

Q 信書の秘密の保護などについて、従業員や配送員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

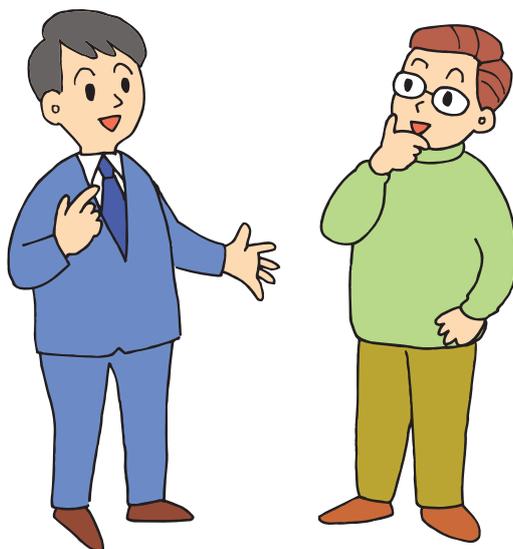
A 機密性の高い物を扱う当社の業務の一環でもあることから、受委託関係にある事業者の配送員に対して、信書便物の保管場所の施錠、宛先の確認といった事項に特に重点を置いて研修しています。

Q 御社のサービスを利用される方は、どの業種の方が多いですか？

A 都内の官公庁からの受託が多いです。ここ2~3年で、官公庁の文書交換便は、入札方式による外部委託に随分切り替わってきているように思います。

Q サービスに関してお客様から良く耳にされる話題はありますか？

A 官公庁からは、「コストが下がるか」「特定信書便の許可を持っているか」という声をお聞きします。





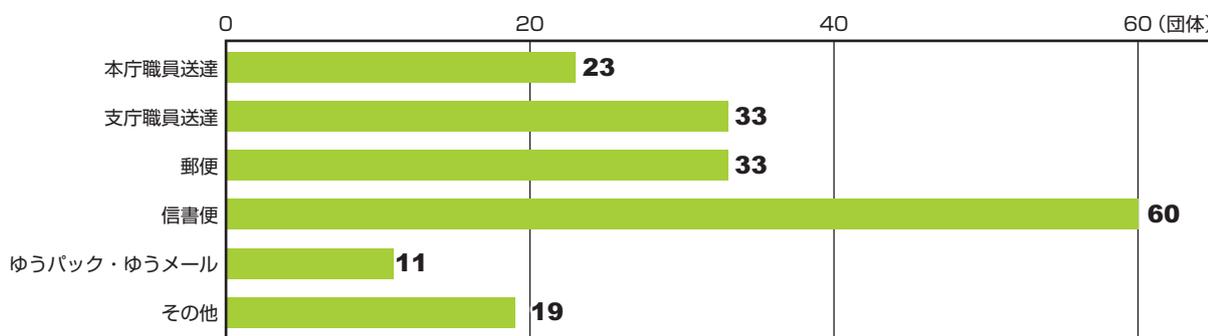
地方公共団体における公文書集配業務に関する実態調査について



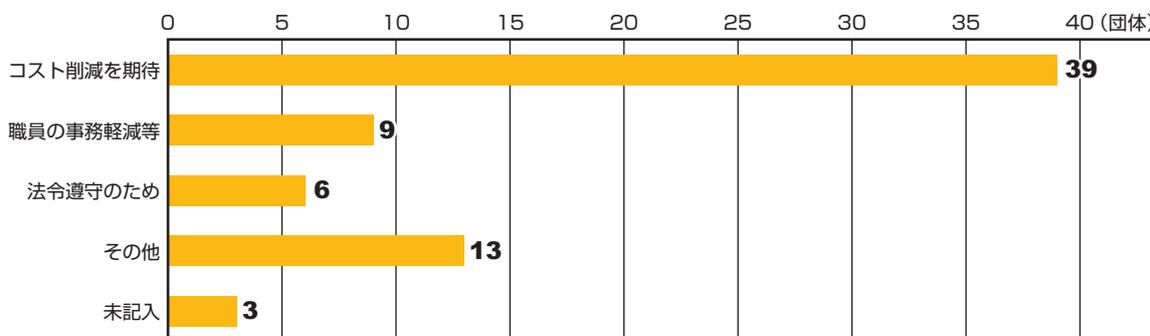
巡回集配サービス編

総務省では、平成22年10月下旬に、都道府県、特別区、政令市（人口50万人以上の19市）、中核市（人口30万人以上の40市）及び特例市（人口20万人以上の41市）の合計170団体を対象に、標記アンケート調査を実施しました。回収率は約7割で、結果の概要は次のとおりです。

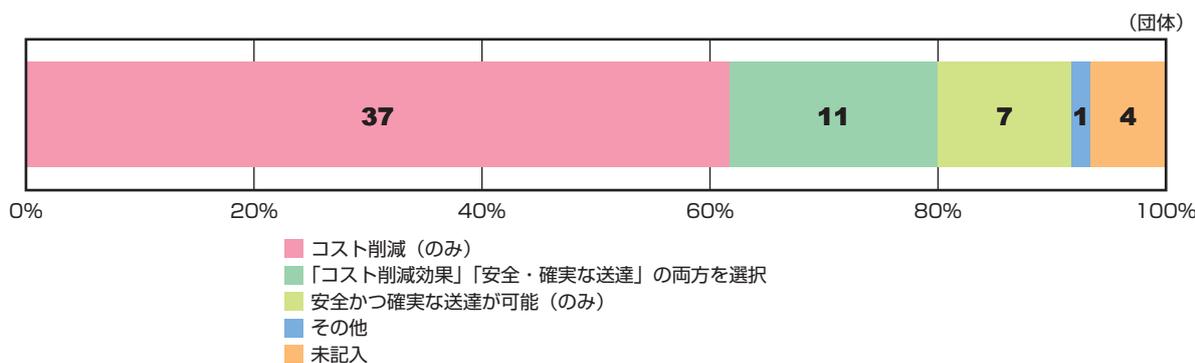
本庁と支庁その他の出先機関との文書の送達方法に「信書便」を利用している自治体は、着実に広がりを見せており、回答自治体の半分程度（49%）が利用。回答自治体の種類別に見ると、政令市の利用率が特に高い（76%）。



「信書便の利用を導入した理由」について得られた回答で多かったものは、「コスト削減」（65%）や「職員の事務軽減」（15%）に期待するもの。



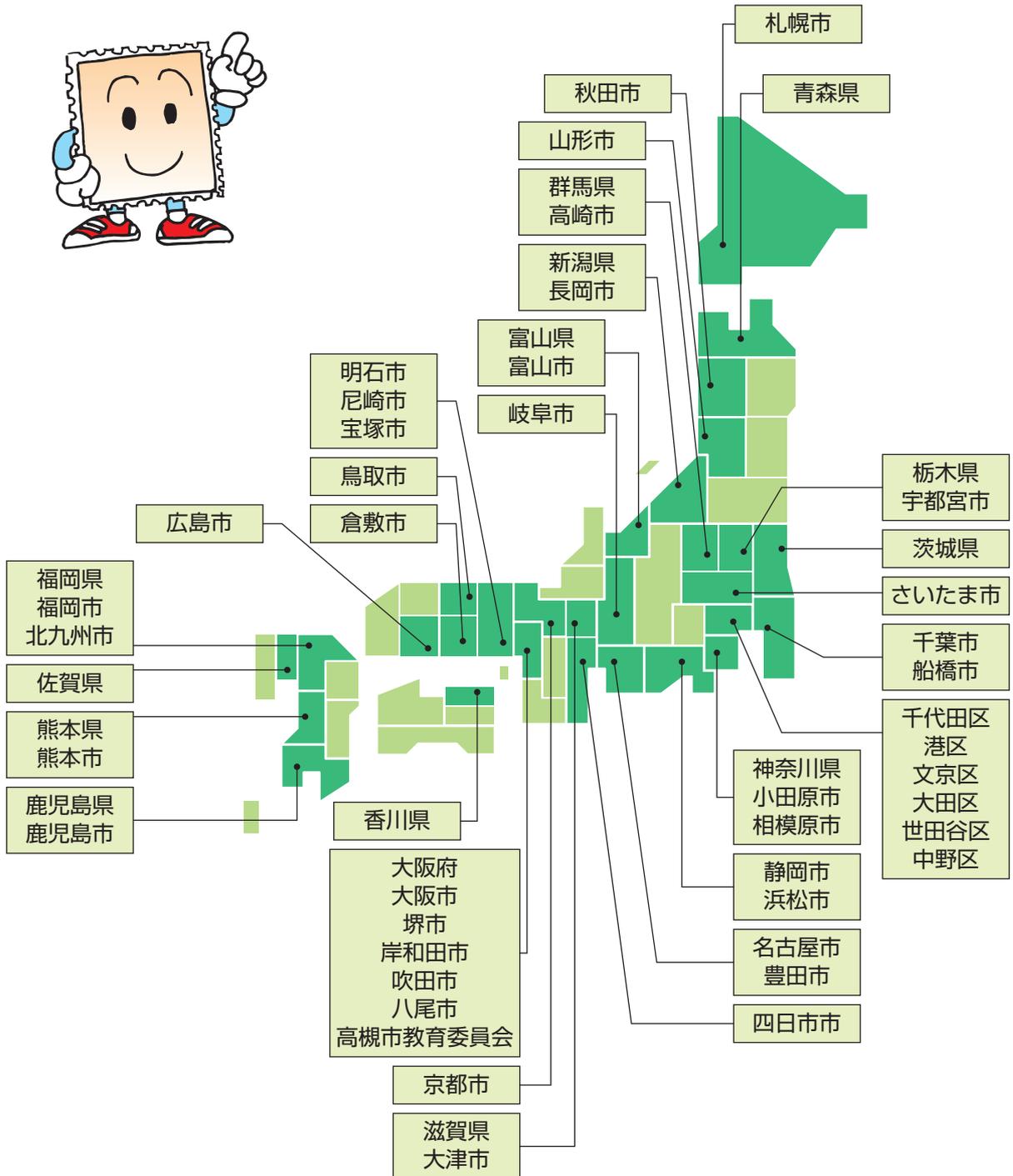
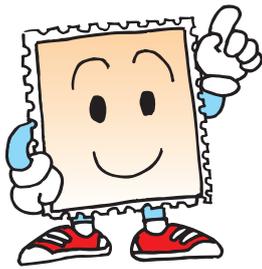
信書便を利用する自治体の約8割が、（利用前と比較して）コスト削減に効果があったと回答（80%）。



コラム
公文書集配業務の
信書便事業者への
委託状況

公文書集配業務の 信書便事業者への委託状況

巡回集配サービスを導入している主な団体は、以下のとおりです。
(信書便利用を開始して間もない自治体等は含まれておりません。)



第1章

第2章

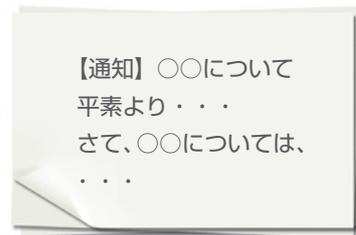
資料編

コラム

(2) 定期集配サービス

○対象信書の例：通知文書、指示文書、請求書

一定のルートを経由して定期的に運行して、各地点で信書便物を順次引き受け、配達するサービスです。企業の内部（本社から支社、支社から営業所ほか）や、企業間（取引先間ほか）などで利用されています。



サービスの流れ 例

1

信書便事業者と利用者（顧客）との間で、あらかじめ、運行するルートや地点数、スケジュールなどの仕様を調整します。



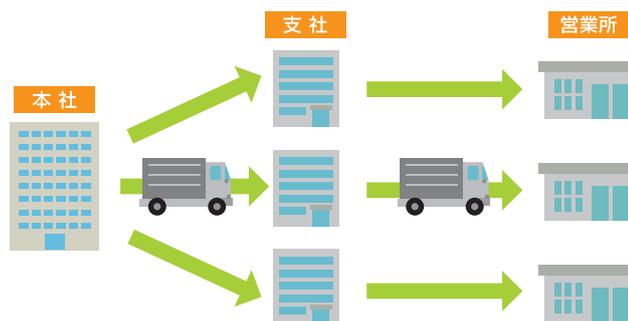
2

本社など（起点）で、支社など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



3

ルートに従って運行し、支社などで信書便物の通数などを確認の上、配達するとともに、その支社など（起点）から営業所など（各集配先）あての信書便物について、通数などを確認の上、引き受けます。



4

ルートに従って運行し、営業所などで信書便物の通数などを確認の上、配達します。



コラム
信書便事業者
の声

信書便事業者の声&利用者の声

沖縄県で平成18年度から信書便事業を開始し、県内の本島において信書便サービスを自転車により展開しています。以下はこのサービスのご担当者からお聞きしたお話です。

Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

A 既存のお客様からの、信書を配達して欲しいというご要望に答えるためです。

Q 信書の秘密の保護などについて、どのような事に注意していますか。

A 伝票記入による誤配防止、集荷・配達時の確認の徹底を行うと共に、顧客情報等はマニュアルを作成し厳重に管理し、定期的に信書の重要性を認識するよう努めています。サービス開始以降、誤配・紛失等の荷物事故やクレームは、一件もございません。

Q 御社のサービスを利用される方は、どの業種の方が多いですか。

A 利用者は医療機関が6~8割を占めていて、他は教育機関、建設業等です。

Q 2号(3時間以内急送)サービス以外の需要はありますか。

A 主に、1号に関してはレントゲン(問診票付)の配送、3号に関してはレセプト(診療報酬明細書)の配送を行っています。

Q サービスに関してお客様から良く耳にされる話題はありますか。

A 信書便サービスが分かりにくいという声をよく耳にするため、独自の案内ペーパーを作成してお客様にご説明しています。

Q 自転車便ならではのエピソードがあれば教えてください。

A 以前、お客様に、当信書便サービスを利用する理由を尋ねた際、こんなことを言ってくれた方がいました。「この時代に、暑い日でも雨の日でも、自転車で汗をかきながら一生懸命届けてくれる。そんな人が、配達物を雑に扱うわけがないですよ。」意外な言葉に驚くと共に、信頼されていることを感じ、とても嬉しく思いました。

■ 自転車便を利用されているお客様に、幾つかの質問にお答えいただきましたので、その一部をご紹介します。

Q1 信書便を利用するきっかけになったことは何ですか？

Q2 信書便を利用する前は、どうやって信書を送っていましたか？

Q3 利用した事でどのような効果がありましたか？

Q4 差し支えなければ、どんなものを送ることが多いか、具体的に教えてください。

【Gさん】

A1 既に利用している他の病院の方に薦められて。

A2 従業員が持っていきました。

A3 以前は車で持っていくのに往復2時間位かかっていました。今では忙しい時期でも業務に集中でき、とても助かっています。

A4 診療報酬明細書(レセプト)を毎月送っています。

【Hさん】

A1・A2 利用していた運送会社では信書を配達できないことが分かったので。

A3 許可を取っているので安心して任せられます。

A4 入札書類や契約書。

(3) ビジネス文書の急送サービス

○対象信書の例：請求書、領収書、見積書

請求書や領収書などの信書便物について、比較的近い距離や限定された区域内を急送するサービスです。引き受けた配送員がそのまま直接配達する方法と、ハブ機能をもたせた営業所を經由して運びつなぐ方法があります。



サービスの流れ 例

1

利用者（顧客）がコールセンターに連絡し、引受場所、配達先などの情報を知らせます。



2

コールセンターが、指定された引受場所に最も近い配送員に連絡し、引受けを指示します。



3

配送員が指定された引受場所まで取り集めに出向き、信書便物を引き受けます。



4

直接配達するパターン

指定された配達先まで直接向かい、信書便物の通数などを確認の上、配達します。

営業所を經由するパターン

引き受けた信書便物を、ハブ機能を有する営業所まで一旦運び、そこで方面別に区分して配達先の地域を担当する別の配送員が配達先に向かい、通数などを確認の上、配達します。



コラム
信書便事業者
の声

信書便事業者の声

東京都の自転車便事業者であるB社は、平成22年から信書便事業を開始し、都内区部を中心に、自転車で信書便物をスピーディーに届けています。

以下はこの事業者の担当者からお聞きしたお話です。

Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

A 元々自転車が好きでレースに出たりしていましたが、10年前位から仕事でも趣味を活かせたらという思いで創業。まだ信書便事業の許可を持っていない頃、顧客から「信書便の許可を持っているか」と尋ねられたことをきっかけに、許可申請しました。

Q 信書の秘密の保護などについて、従業員や配送員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

A お客様がそのまま直接宛先に届けてくれると思われて、封筒の封をしないで託そうとされる場合があります。ガムテープを持ち歩いて引受け時に貼れるようにしたり、エレベーター内等の第三者の視界に宛名ラベルが入ってしまうような場所では、配達用のカバンから信書便物を出してラベルを確認するようなことがないように注意させています。

Q 御社のサービスを利用される方は、どの業種の方が多いですか？

A 不動産仲介業、証券会社、広告・出版業界が多いと思います。

Q サービスに関してお客様から良く耳にされる言葉はありますか？

A 大切そうな物をお客様から預かったときは、自転車をこぐ力も増し、配達スピードも少し違ってきます。「もう少し安くないか」という言葉もたまにお聞きますが、「助かる」とか「ありがとう」といった言葉をかけられると励まされます。

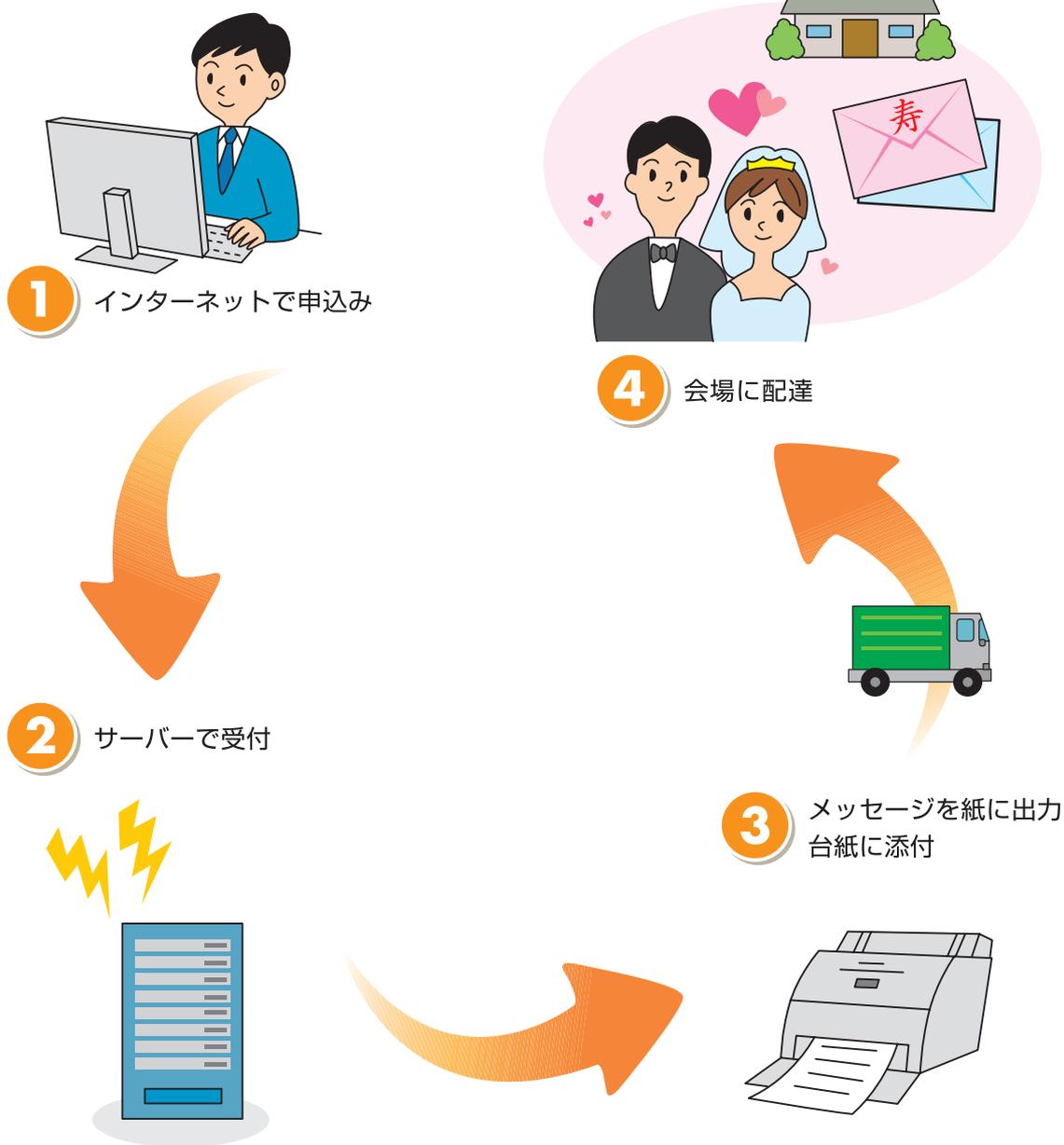


(4) メッセージカードの配達サービス

○対象信書の例：慶弔メッセージ

お祝いやお悔やみといったメッセージをインターネットや電話、FAXで受け付けた後、配達先に比較的近い地域でメッセージカードを印刷し、そのカードを装飾が施された台紙やぬいぐるみなどと一緒に配達するサービスです。

サービスの流れ 例



コラム

信書便事業者
の声

信書便事業者の声

関東地方に本社のあるC社は、平成21年度に信書便事業を開始し、有名デザイナーによる刺繍台紙など斬新な装飾を付して、115番からの受付を可能とするお祝いやお悔やみのメッセージを、離島等を除く全国エリアに提供し、多くの利用者を獲得しています。

以下はこのサービスのご担当者からお聞きしたお話です。



Q 信書便事業に参入することとした経緯を教えてください。

A 電報受付用の「115番」が既存の事業者以外に開放される制度改正が平成21年に検討されたことを踏まえ、通信と信書の境界線とも言える電報の世界にビジネスチャンスを見いだそうとしたのがきっかけです。115番は元々既存の事業者によるサービスへのニーズがあったので、一定の条件をクリアすることで、ある程度の需要が見込めました。

Q サービスの提供に当たって苦労された点は何ですか。

A 全国規模の配送網の確保や、課金の仕方などについて、既存の電報との違いを問われることがありました。また、コールセンターでのご注文は、季節的・曜日的な業務量の波が予想以上に激しく、初年度は稼働調整が難しいと思いました。
(参考:3号役務は1千円を超える料金である必要があるが、従来の電報は課金の下限が千円以下となっている。)

Q 信書の秘密の保護などについて、従業員や配送員に対する教育としては、具体的にどのような取組をされていますか。

A 信書と通信の両面から秘密を守ることに着目したガイドブックを新たに作りました。弊社の場合、セキュリティポリシーの厳しい建物内でオペレーターが作業しますが、そこにはマニュアルを持って入れないので、最初に60時間位の研修を経て仕事に当たってもらうなど、かえって教育に力を入れる結果になりました。その後もe-Learningを定期的に行うなど、反復的に情報の取扱いに対する教育を行っています。

自社以外にも、協定先の事業者の教育状況について調査をする他、協定先の委託先の現場に直接出向いてチェックを行っています。電報の台紙は湿気に弱いので、営業所の台紙の保管状況には特に気を遣っています。

Q 利用者からの意見や反応をどのように受け止めていますか。

A やはり電報といえば既存の事業者による提供サービスの印象が強く、3時間位で届くんだらうねと急押しされたり、配達エリアが狭いと苦情を受けることがありました。今では概ね同社に負けないようなサービスを展開できるように頑張っているところですが、既存の事業者に追いつけない部分をいかに改善していくかは、利用者様の声を参考に、クリアしていくべき課題だと受け止めています。

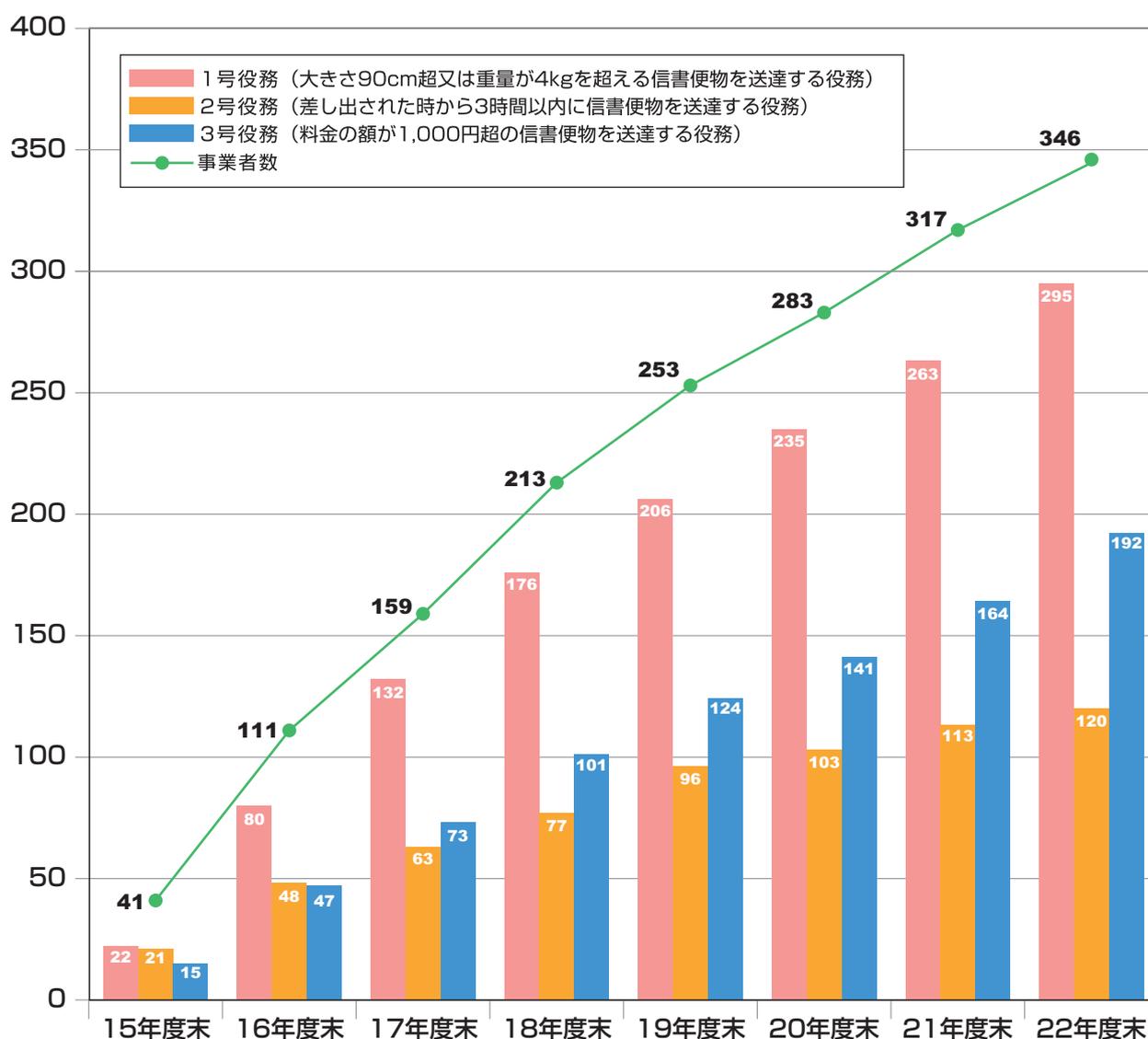
第2節 信書便事業の現況

1 参入事業者数と役務の種類別提供者数の推移

一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業への参入は増加を続けており、平成22年度末時点で346者となっています。

役務別に見ると、1号役務と3号役務を提供する事業者の割合が多くなっています。このうち1号役務については地方公共団体における公文書集配業務の受託を見込んで、また3号役務については1号役務の条件に満たない信書便物も取り扱えるよう、許可を取得する事業者が多いためと考えられます。

■ 図表1 事業者数及び役務の種類別提供者数の推移



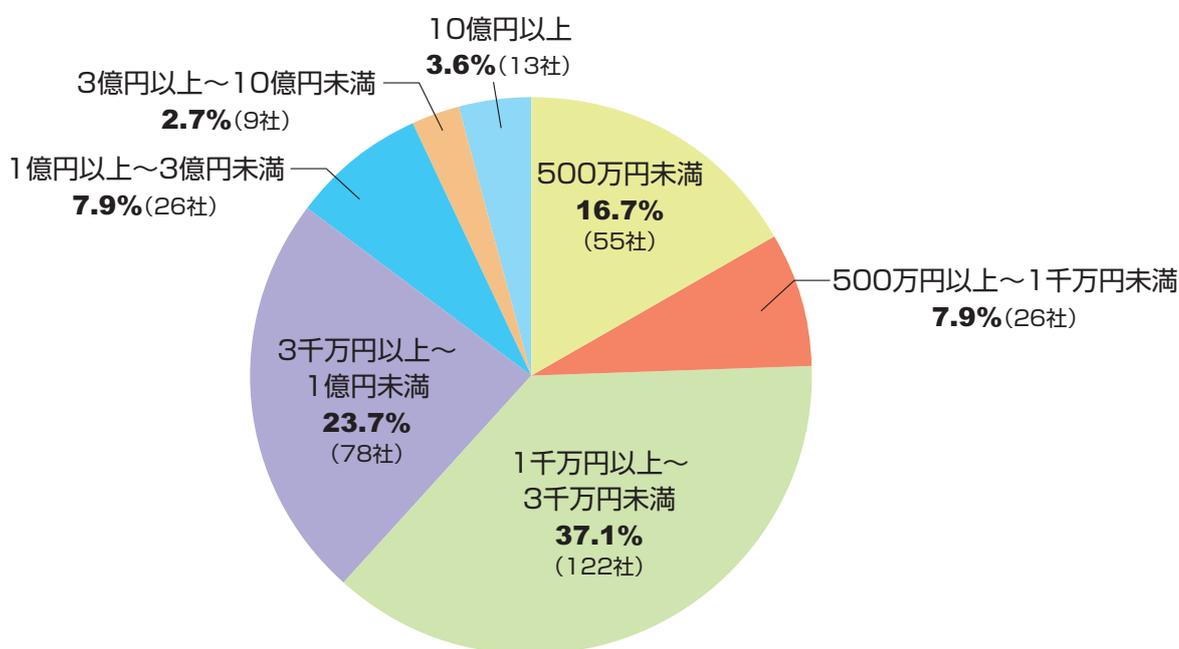
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

2 参入事業者の規模、主たる事業

信書便事業者のうち会社形態の事業者を資本金別に見ると、3千万円未満が全体の約6割を、その中でも1千万円未満が約25%（平成21年度末は約17%）を占めており、会社形態以外の個人事業者などが17者いることをあわせ考えると、小規模な事業者による参入も比較的容易であるとみることができます。

また、参入事業者が信書便事業の他に営んでいる事業としては、貨物運送業（荷物の宅配サービスが代表的なものです）が大多数を占めており（約79%）、その他に警備業、障がい者福祉事業、電気通信サービス業などがみられます。

■ 図表2 会社形態の参入事業者の資本金規模（平成22年度末時点）



■ 図表3 参入事業者が営む主たる事業（平成22年度末時点）

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	273	不動産業	2
警備業	13	印刷業	1
障がい者福祉事業	9	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	6	情報サービス業	1
廃棄物処理業	5	建設業（造園工事）	1
ビルメンテナンス業	4	教育、学習支援業	1
旅客運送業	3	その他卸売・小売業	5
電気機械器具小売業	2	その他サービス業	17
信書送達業	2	計	346

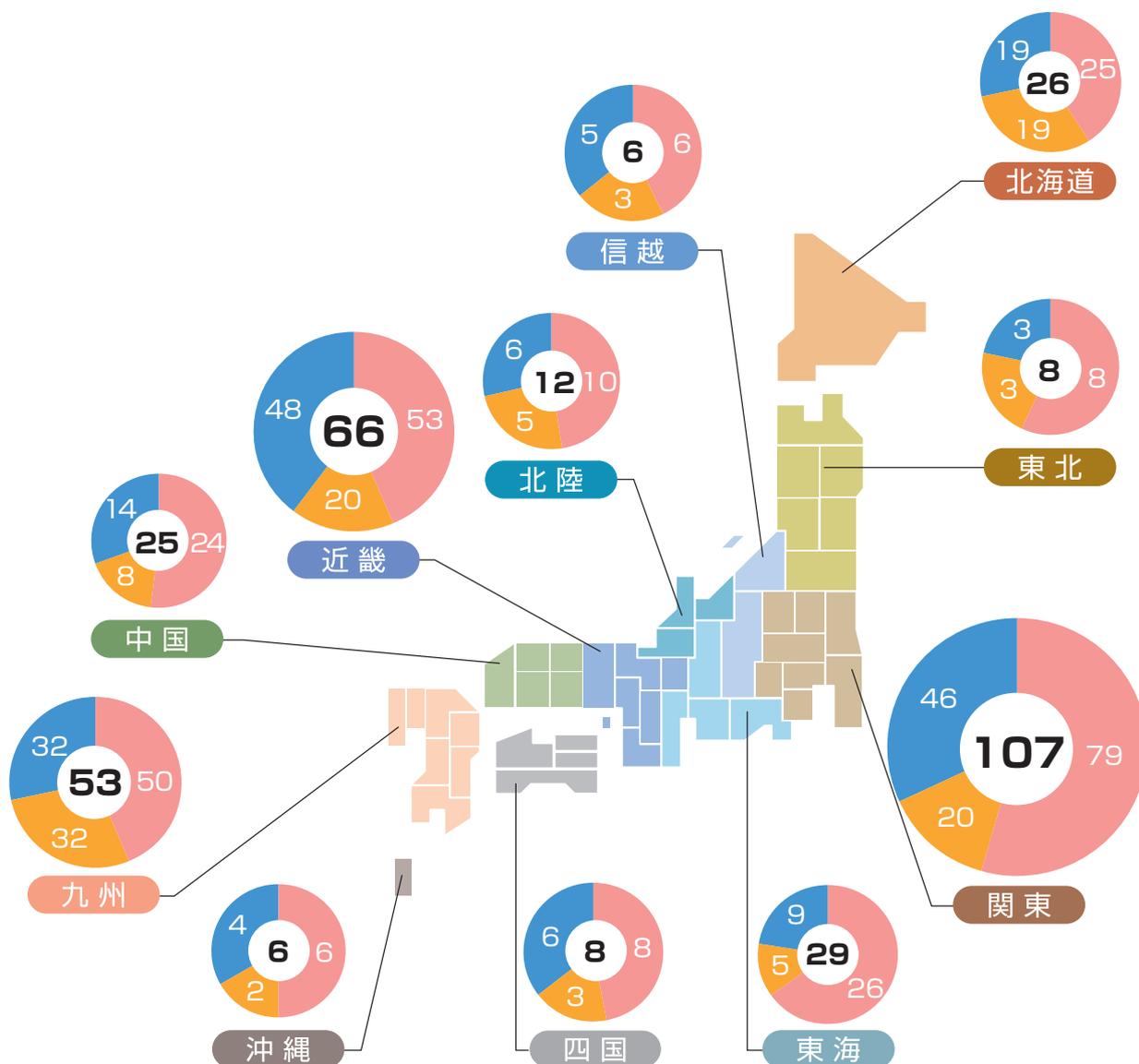
※ 346 者のうち個人事業者は 12 者

3 本社所在地別の参入状況

参入事業者の本社所在地別の内訳については、関東(約31%)・近畿(約19%)・九州(約15%)に本社を置く事業者が比較的多くみられます。

■ 図表4 本社所在地別事業者数及び役務別提供者数（平成22年度末時点）

- 1号役務（大きさ90cm超又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務）
- 2号役務（差し出された時から3時間以内に信書便物を送達する役務）
- 3号役務（料金の額が1,000円超の信書便物を送達する役務）



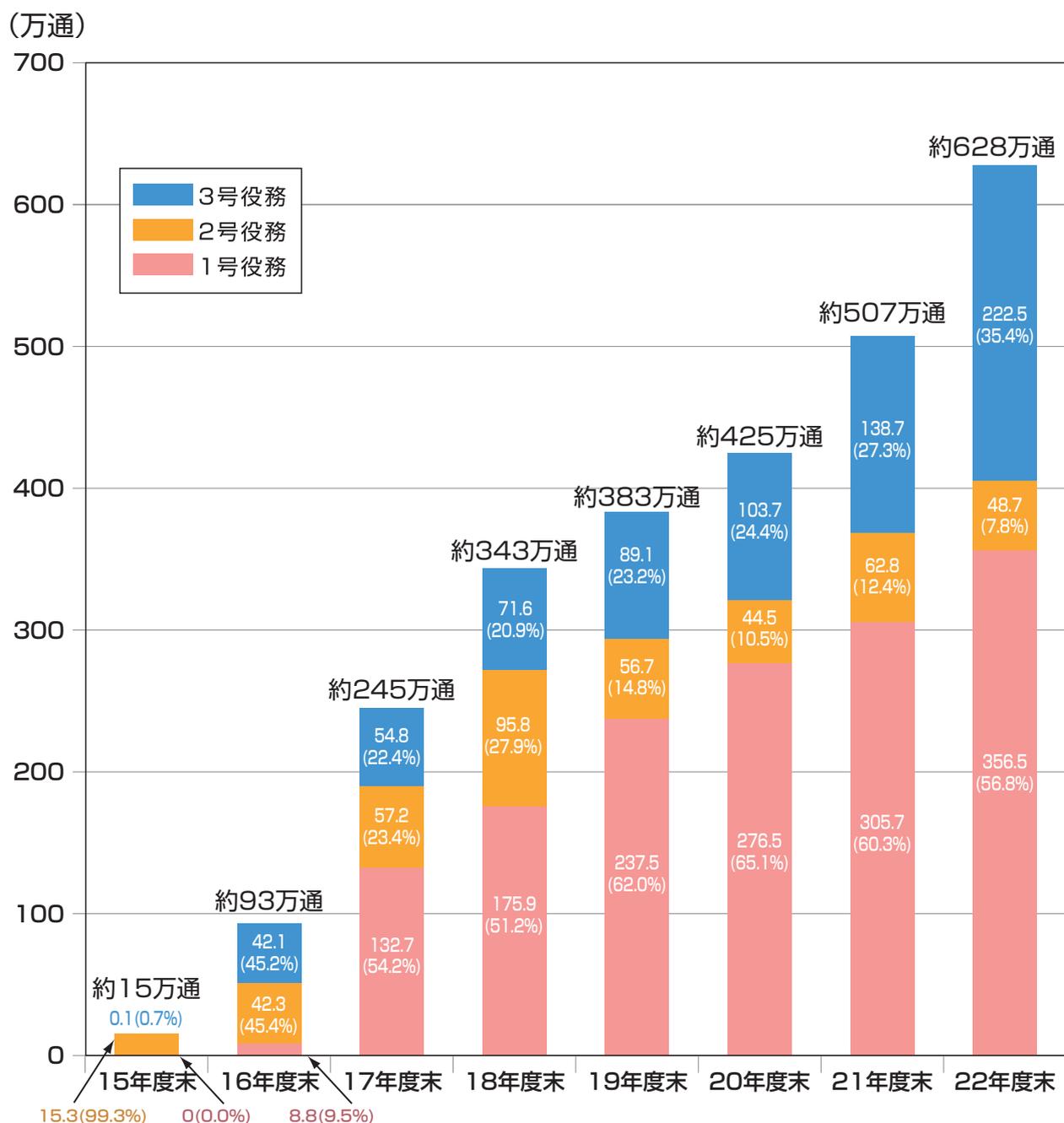
※複数の役務を提供する事業者がいるため、事業者数と役務の種類別提供者数の合計は一致しません。

4 引受通数の推移

事業者数の増加にあわせて引受通数も伸びており、平成22年度においては全体で約628万通（対前年度比約1.2倍）となり、そのうちの約6割を1号役務が占めています。

役務別に見ると、引受通数のうち、1号役務は約357万通、次いで3号役務が約222万通、2号役務は約49万通となっています。

■ 図表5 役務別引受通数の推移（単位：万通）



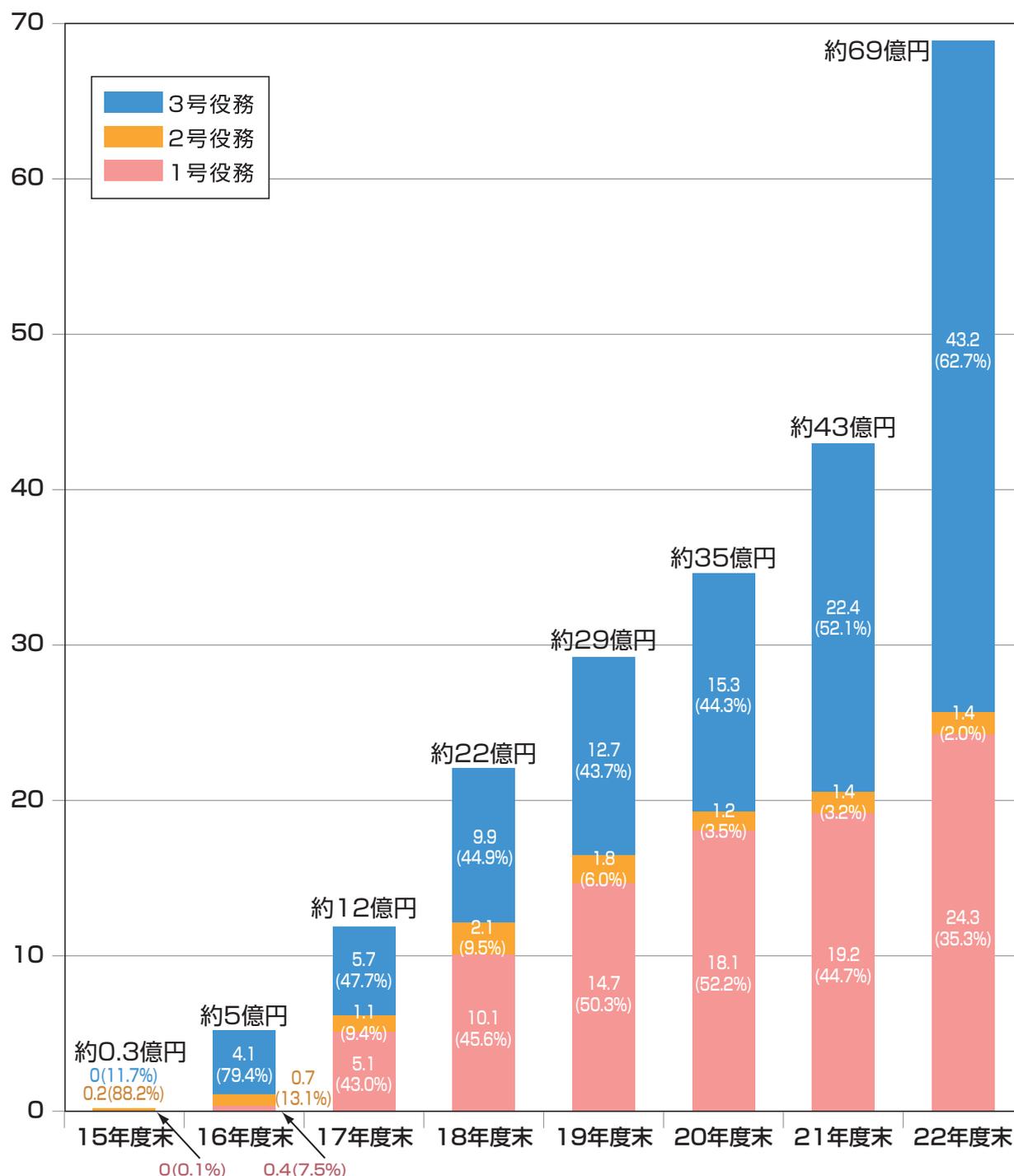
5 売上高の推移

引受通数の増加にあわせて売上高も伸びており、平成22年度においては全体で約69億円(対前年度比約1.6倍)となりました。

役務別に見ると、売上高総額のうち、3号役務が約43億円(約63%)、次いで1号役務が約24億円(約35%)、2号役務は約1億円(約2%)となっています。

■ 図表6 役務別売上高の推移

(億円)



コラム

東日本大震災からの復旧状況

東日本大震災からの復旧状況

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」以降、総務省信書便事業課においては、東北地方を営業区域に含む特定信書便事業者に対し、被災及び事業復旧等について報告を受け、ホームページを通じ、業務の停止や配達遅延等の回復状況を中心に御紹介しています。

〔アクセス方法〕

「情報流通行政局郵政行政部」のページ
 URL:<http://www.soumu.go.jp/yusei/index.html>



トピックス「信書便事業」の「東日本大震災に伴う特定信書便事業者の被災及び事業復旧等の現状」をクリック



▶ 信書便事業

- ▶ [制度に関すること](#)
- ▶ [信書便制度周知用チラシ \(PDF\)](#)
- ▶ [事業許可申請に関すること](#)
- ▶ [その他](#)
- ▶ [東日本大震災に伴う特定信書便事業者の被災及び事業復旧等の現状 \(5月11日時点\)](#)

主に、次のような状況を説明しています。

	復旧状況の概要
3月25日時点	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ分断等により、岩手・宮城・福島の3県をはじめとする東北地方において業務の一部停止や配達遅延が継続。 ・復旧見通しについては多くの事業者がインフラの回復状況次第としている（28日時点）。
4月11日時点	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ分断等により、岩手・宮城・福島の3県をはじめとする東北地方において業務の一部停止や配達遅延が継続。ただし1者が回復し、影響があるのは9者となった。 ・復旧見通しについては、4月末頃までとしているものが2者あるが、未定、協定会社次第としているものが過半数。
4月21日時点	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ分断等により、岩手・宮城・福島の3県をはじめとする東北地方において業務の一部停止や配達遅延が継続。ただし影響がある9者のうち2者で配達遅延が解消。 ・復旧見通しについては、4月末頃までとしているものが1者あるが、未定、協定会社次第としているものが過半数。
5月11日時点	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を受けている提供区域や影響の程度が縮小した事業者も出ている。 ・復旧見通しについては、9者とも未定あるいは協定会社次第。